

非常通報装置の設置及び運用要領の制定について（例規通達）

このたび、非常通報装置の設置運用に関する取扱要領を別添のとおり制定し、平成 15 年 12 月 1 日から実施することとしたので、運用に誤りのないようになりたい。

なお、「非常通報装置の設置運用に関する取扱要領の制定について」（昭和 58 年 2 月 16 日付け富外第 88 号）は、廃止する。

別添

非常通報装置の設置運用に関する取扱要領

## 第 1 目的

非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）に送信するための装置をいう。以下同じ。）による通報については、迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、非常通報装置が、犯罪等の発生に際し有効な急訴手段として活用されるよう、その設置及び運用の適正を図ろうとするものである。

## 第 2 設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準じる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令課における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

## 第 3 要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- 2 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- 3 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- 4 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- 5 1 から 4 に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

## 第 4 設置に係る手続

### 1 申請

富山県警察本部長（以下「本部長」という。）は、非常通報装置を設置しようとする者（以下「設置者」という。）から、設置の申し出を受けたときは、非常通報装置設置申請書（別記様式第 1 号）に設置施設付近見取図及び設置施設内部の平面図を添えたものを、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して提出させるものとする。

### 2 調査

管轄警察署長は、申請内容について必要な調査を行ない、その結果及び条件を付す必要が認められる場合はその内容について、非常通報装置設置申請にかかる調査書(別記様式第2号)により、本部長に報告するものとする。

### 3 承認

本部長は、管轄警察署長の報告に基づき、当該申請が第2に規定する施設に該当し、かつ、第3に規定する要件を満たすと認めるときは、設置を承認し、管轄警察署長を経由して、非常通報装置設置承認書(別記様式第3号)を設置者に交付するものとする。この場合、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付すことができる。

なお、当該申請が第2に規定する施設に該当しない場合又は第3に規定する要件を満たさないと認められる場合は、設置を承認しないこととし、設置者に対し、管轄警察署長を経由して、その旨を通知するものとする。

### 4 運用開始の届出

本部長は、設置者が非常通報装置設置承認書の交付を受けた後、非常通報装置の運用を開始しようとするときは、当該設置者から運用開始の2週間前までに運用開始届(別記様式第4号)及び非常通報装置設置者カード(別記様式第5号)を管轄警察署長を経由して提出させるものとする。

なお、非常通報装置の運用を開始する前に、開通試験を行なわせるものとする。

## 第5 変更に係る手続き

### 1 通信録音文の変更

(1) 本部長は、設置者が非常通報装置設置申請書記載事項のうち通信録音文を変更しようとするときは、事前に非常通報装置変更申請書(別記様式第6号)を管轄警察署長を経由して提出させるものとする。

(2) 管轄警察署長は、設置者から前記非常装置変更申請書の提出を受けたときは、当該変更に対する意見を付して、本部長に送付するものとする。

(3) 本部長は、前記意見に基づき、当該変更が警察業務に支障を及ぼさないと認めるときは、変更を承認し、管轄警察署長を経由して、非常通報装置変更承認書(別記様式第7号)を設置者に交付するものとする。

### 2 その他の変更

本部長は、設置者が通信録音文以外の記載事項を変更しようとするときは、速やかに、非常通報装置変更届(別記様式第8号)を管轄警察署長を経由して提出させるものとする。

## 第6 廃止に係る手続き

本部長は、設置者が非常通報装置を廃止しようとするときは、非常通報装置廃止届(別記様式第9号)を管轄警察署長を経由して提出させるものとする。

## 第7 設置者に対する指導事項

### 1 運用責任者の配置

地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)は、設置者に対し、非常通報装置の設置場所ごとに運用責任者を置くこと、通報を適切に行い誤報等を防止するために必要な措置を講ずることなど非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防

犯・安全確保に関する指導を行うものとする。

## 2 保守点検

通信指令課長は、設置者に対し、非常通報装置の構造等に十分な知識を有する者の保守点検を定期的を受けさせるとともに、その結果を記載した書面を保管するよう指導するものとする。

## 3 誤報の原因調査等

本部長は、非常通報装置の誤作動による誤報があった場合は、設置者に対し、当該誤報の原因を調査させ、再発防止のための措置を講ずるよう指導し、その結果を記載した非常通報装置誤報措置報告書（別記様式第 10 号）を管轄警察署長を経由して提出させるものとする。

## 第 8 運用に関する留意事項

通信指令課長は、非常通報装置による通報、誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に点検し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について確認するものとする。

## 第 9 経過措置

本通達の施行の際、既に設置されている非常通報装置は、本通達によって承認された非常通報装置として取り扱うものとする

※ 別記様式は省略